

「青森市営一般乗合自動車料金条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例」の制定について

1 制定理由

カード回数券（バスカード）については、青森市地域連携 IC カード「AOPASS」の導入に伴い令和 4 年 3 月 4 日で販売を終了し、既に発行されたカード回数券は、当分の間、従前のおり使用することができるとしているが、カード回数券の使用を終了することとしたため、所要の改正をするものである。

2 改正内容

（1）カード回数券の使用終了に係る一部改正

青森市営一般乗合自動車料金条例の一部を改正する条例（令和 3 年青森市条例第 30 号）の附則第 2 項に規定する経過措置に係る期間について、「当分の間」を「令和 8 年 3 月 31 日までの間」に改めるもの

3 施行期日

公布の日